

道路区域明示申請及び土地境界確定協議申出を 行う場合の取り扱いのご案内

大阪市が道路法に基づいて管理する道路区域の明示申請及び大阪市が管理する道路用地における土地境界確定の協議申出を行う場合は、事務手続の便宜上、本書のとおり取り扱うものとします。

関連要綱等：大阪市道路区域明示事務取扱要綱（以下「区域要綱」という。）

大阪市有地境界確定事務取扱要綱（以下「市有地要綱」という。）

大阪市が管理する道路用地境界確定事務取扱要領（以下「要領」という。）

1 申請地及び申請人について

本書における「申請地」は、道路区域明示を受けようとする土地、または土地境界確定協議を行う土地のことを指し、「申請人」は、道路区域明示を受けようとする者、または土地境界確定協議を申し出る者とします。

2 申請書・申出書の作成及び提出

「道路区域明示申請書・土地境界確定協議申出書」（様式1）（以下「申請書」という。）は、次のとおり作成してください。（区域要綱様式第1号（第4条関係）、要領様式第1号（第4条関係））

なお、作成した申請書及び各添付書類は、まとめて左綴じとし、正本1部を受付窓口に直接提出してください（郵送での取り扱いは行っておりません）。

申請書などの所定の用紙は、大阪市建設局総務部測量明示課窓口及び道路・下水道資料閲覧コーナー（市役所本庁舎3階）に備え付けてあります。また、大阪市建設局のホームページから申請書などの様式をダウンロードすることもできます。

[受付窓口] 大阪市建設局総務部測量明示課

大阪市住之江区南港北2丁目1番10号 ATCビル1TM棟6階

電話（06）6615-6651・6652

開庁時間：月曜日から金曜日の9時00分から17時30分まで

（土曜日、日曜日、祝日及び年末年始は除く）

昼休憩時間は12時15分から13時00分まで

（1）申請項目の選択

目的に応じて、必要な項目（道路区域明示申請書、土地境界確定協議申出書）にチェックを記入してください。

（2）手数料

【道路区域明示】（大阪市手数料条例）

一筆につき1,800円（明示申請時に受付窓口で現金納付となります。）

【土地境界確定協議】

無 料

(3) 申請人の要件

【道路区域明示】

道路区域を必要とする者

【土地境界確定協議】

原則として土地所有者とします。

ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、それぞれ各号に定める者を申請人とします。

ア 法人が土地所有者の場合は、法人名称及び法人の代表者（土地の境界確定ができる資格を有する者）を記入してください。ただし、法人が解散または倒産した場合で清算人または管財人が申請人となる場合は、それを証明する書面の添付が必要です。

イ 土地の権利が共有されている場合は、全ての共有者とします。ただし、次に掲げる場合は、各区分に定める者とします。

（ア）協議地が区分所有建物の敷地であり、当該建物の管理組合の総会において代表者が決定している場合は、決定された代表者とします。

（イ）境界確定に関する手続き等について、全ての共有者から委任状等により代表者に全権を委任されている場合、委任を受けた代表者とします。

ウ 未成年・成年被後見人などが土地所有者または権利者の場合、法定代理人（親権者または後見人）による申請は、代理人であることを証明する書面を添付し、土地所有者または権利者記名のうえ代理人が併記押印してください。

エ 土地所有者が死亡している場合は、全ての法定相続人とします。ただし、法定相続情報証明、分割協議書、遺言公正証書、裁判所の審判・調停調書等の確定により土地の権利者を確認できる場合は、当該土地の権利者とします。なお、これら相続を証する書類（戸籍謄本、戸籍の附票、住民票等）の添付が必要です。

オ 土地所有者が宗教法人で申請地が「境内地」もしくは「墓地」である場合、または登記事項証明書などの地目が「境内地」もしくは「墓地」となっている場合は、宗教法人法第23条に基づくそれぞれの宗教法人が定める規則に規定する者を申請人とします。ただし、宗教法人規則に別段の定めがない場合は、宗教法人法に規定する責任役員の議決により定めた者とします。

カ 土地が信託財産である場合、委託者及び受託者の両者とします。ただし、受益権が設定されている場合は、受託者及び受益者の両者とします（信託目録に特別な定めがある場合はその内容に従うこととします）。

(4) 申請人の印鑑

【道路区域明示・土地境界確定協議 共通】

署名または、記名・押印（認印で可）してください。

印鑑の押印に際しては、朱肉を使用してください。スタンプインクなどを使用したものは受付できません。

(5) 目的

【道路区域明示・土地境界確定協議 共通】

該当する目的の項目（土地売買、登記、測量、建築、その他）にチェックを記入してください。その他の場合は、カッコ内に目的を記入してください。

(6) その他

筆記した文字などを容易に消すことができるボールペンなどを使用しないでください。

3 添付書類（※ 添付書類が不足している場合は受付できませんので、ご注意ください。）

【道路区域明示】

（１）申請同意書（道路区域明示の手続きを委ねる委任状ではありません。）

申請地所有者以外の方が申請人となる場合は、申請地所有者全員が記名・押印した「申請同意書」（様式３）を添付してください（区域要綱様式第３号（第４条関係））。

【土地境界確定協議】

（１）現況実測平面図

ア 申請地を中心に、その周辺の現況を正確に表示した縮尺 500 分の 1 から 100 分の 1 の図面を提出してください。

イ 図面の大きさは A 3 版を基本に、A 2 版以内としてください。

ウ 申請地の範囲、測量の基準とした点及び座標リストを記載してください。

【道路区域明示・土地境界確定協議 共通】

（１）付近見取り図

住宅地図の写しなど当該地の位置を示す地図を添付してください。

（２）不動産登記法第 14 条地図またはこれに準ずる地図いわゆる「公図」

ア 法務局備え付けの地図（公図）を添付してください。証明書面またはその写しの場合そのまま提出してください。閲覧したもの（証明のないもの）、もしくは登記情報提供サービスで取得したものの場合は、調査者の記名・押印したものを提出してください。

イ 範囲は申請地及び隣接地・対側地を含め広めに添付してください。

ウ 地図（公図）が現地と相違している場合には、原則として申請時に地図訂正の完了が必要です。道路区域明示書の交付・土地境界確定協議書の締結までに地図訂正を行うことを記載した申請人の念書及び土地所在図などの提出により申請できますが、地図訂正の完了を確認後、道路区域明示書交付・土地境界確定協議締結を行います。また、申請後に地図訂正の必要性が判明した場合も同様とします。

（３）土地の登記事項証明書

法務局において交付された原本で、発行後 3 か月以内の最新の状態を反映したものを提出してください。登記事項証明書の発行ができない土地については登記簿謄本を提出してください。

（４）土地所有権調査書または要約書

ア 申請地周辺について「土地所有権調査書」（様式 2）の各項目を法務局にて調査記入し提出してください（区域要綱様式第 2 号（第 4 条関係）、市有地要綱様式第 2 号（第 8 条関係））。

イ 「土地所有権調査書」（様式 2）の氏名印欄は閲覧者が記入してください。要約書または登記情報サービスの不動産登記情報（全部事項）の提出でも可能です。

ウ 調査範囲は申請地及び道路用地、隣接地、対側地を含め広めに調査してください。

（５）地積測量図

ア 申請地周辺について、法務局にて地積測量図があれば写しを添付してください。

イ 調査範囲は申請地及び道路用地、隣接地、対側地を含め広めに添付してください。

（６）その他

ア 申請地所有者について、登記事項証明書の記載内容と相違がある場合は、所有権を確認できる書類が必要です。住所が相違する場合は住所の沿革が確認できる書類を提出してください（戸籍の附票、住民票、住民票除票、住居表示変更証明書、履歴事項証明書（法人）等）。

イ 道路区域明示・土地境界確定協議に係る資料があれば写しを添付してください。

4 申請後に提出が必要な書類（※ 次の書類を確認後、交付手続きを行います。）

【道路区域明示】

（1）道路区域承諾書

ア 道路区域明示線の確認後、速やかに申請地所有者が、記名・押印した「道路区域承諾書〔申請地用〕」（様式4）を提出してください（認印可）（区域要綱様式第4号（第7条関係））。

イ 関係地（隣接地・対側地）所有者の「道路区域承諾書〔関係地用〕」（様式5）を求める場合があります（認印可）。また、筆界確認書の写しなども可とします（区域要綱様式第5号（第7条関係））。

【土地境界確定協議】

（1）土地境界確定協議図

土地境界確定協議が成立する場合、速やかに土地境界確定協議図を3部作成し、提出してください。

〔※ 道路区域明示と土地境界確定協議を両方申請した場合、各境界が同一線で確定する時は、協議により本市が作成する道路区域明示図に土地境界確定協議線を載せて表示することができるため、土地境界確定協議図の提出は不要となる場合があります。〕

（2）土地境界確認書

ア 土地境界確定協議が成立する場合、申請地の土地所有者が記名・押印した「土地境界確認書〔協議地用〕」（様式4）を提出してください（要領様式第1号（第5条関係））。また、印鑑は実印を使用してください。

イ 関係土地（隣接地・対側地）所有者の「土地境界確認書〔関係地用〕」（様式5）を求める場合があります（認印で可）。また、筆界確認書の写しなども可とします（要領様式第2号（第5条関係））。

（3）印鑑（登録）証明書

申請人が個人の場合は印鑑登録証明書、法人の場合は印鑑証明書の原本を提出してください（土地境界確認書の押印日から3か月前以内に発行されたもの）。

【道路区域明示・土地境界確定協議 共通】

（1）代表者事項証明書

申請地所有者が法人の場合は、代表者名を確認しますので、代表者事項証明書（発行後3か月以内の最新の状態を反映したもの）を提出してください。

（2）地図訂正後の公図

地図訂正が必要であった場合は、地図訂正の完了を確認しますので、地図訂正を行った後の地図（公図）を提出してください。

5 明示書の交付・協議書の締結

【道路区域明示】

全ての提出書類が揃ったうえで、道路区域明示書を1部交付し完了となります。

【土地境界確定協議】

全ての提出書類が揃ったうえで、土地境界確定協議書を1部お渡しし締結の完了となります。

6 不調案件の措置

次に掲げる場合は、申請書が取り下げられたものとみなしますが、正当な理由があると認められる場合は、事務の期間を延長することができます。

【道路区域明示】

申請後、1年を経過しても承認書類が提出されない場合、または道路区域明示図を受け取りに来られない場合は、申請書が取り下げられたものとします。このとき、手数料の還付は行いません。

【土地境界確定協議】

- (1) 申請地または申請人について、本書に記載している要件を満たさないことが判明した場合、または要件を欠くこととなった場合
- (2) 申請後、申請人などの責に帰する事由により、1年を経過しても協議が成立しない場合
- (3) 協議成立後、6か月を経過しても土地境界確定協議図と申請人及び関係地（隣接地・対側地）の土地境界確認書の提出がなされない場合

(別記)

様式1 「道路区域明示申請書・土地境界確定協議申出書」

(区域要綱様式第1号(第4条関係)・要領様式第1号(第4条関係))

様式2 「土地所有権調査書」

(区域要綱様式第2号(第4条関係)・市有地要綱様式第2号(第8条関係))

様式3 「申請同意書」

(区域要綱様式第3号(第4条関係))

様式4 「道路区域承諾書・土地境界確認書〔申請地用〕」

(区域要綱様式第4号(第7条関係)・要領様式第1号(第5条関係))

様式5 「道路区域承諾書・土地境界確認書〔関係地用〕」

(区域要綱様式第4号(第7条関係)・要領様式第2号(第5条関係))